

i-Strada サービス レンタルソフトウェア利用約款

この「i-Strada サービス レンタルソフトウェア利用約款」（以下「本約款」といいます）は、エスエイティーター株式会社（以下「当社」といいます）が提供する、i-Strada サービス（以下「本サービス」といいます）を利用するに際して、当社との間で利用契約（以下「本契約」といいます）を締結したお客様（以下「契約者」といいます）に対し、本サービス内でご提供するレンタルソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます）の利用について基本的な事項を規定します。

【使用権】

契約者は本ソフトウェアの使用権を有償無償を問わず第三者に譲渡もしくは再許諾し、または第三者のために使用権を設定することはできません。

【権利留保および禁止事項】

1. 本ソフトウェアの著作権および磁気媒体、印刷媒体等に記録、記載された情報のすべてを含め、本ソフトウェアに関する全ての権利は当社に帰属します。
2. 契約者は本契約に基づき本ソフトウェアを使用することが出来ます。
3. 契約者は本ソフトウェアを第三者に譲渡・貸与、再使用許諾または変更、改作を行うこと及びその他方法の如何を問わず第三者に使用させることはできません。
4. 本ソフトウェアの解析を行うことはできません。
5. 契約者は、当社から本ソフトウェアの機密保持のために必要な措置を求められたときはこれに従うものとします。
6. 契約者は、本ソフトウェアの保管または使用に起因して損害が発生した場合には、一切の賠償責任を負うものとします。

【利用制限】

1. (利用)本ソフトウェアの利用は、契約者が法人の場合は、契約した同一法人内では自由に利用することができます。また契約者が個人の場合は契約者本人のみの使用といたします。
2. (配信) 本ソフトウェアで作成されたコンテンツ（以下「コンテンツ」といいます）の配信は、弊社指定のサーバーのみとし、第三者へのコンテンツの配信は禁止します。
3. (配布) 本ソフトウェアで作成したコンテンツには、弊社の知的財産権が含まれるため、第三者へのコンテンツの配布は禁止するものとし、当該コンテンツを第三者に配布する場合は、別途第三者が本ソフトウェアを購入するものとします。
4. (販売) 本ソフトウェアで作成したコンテンツは、当社の知的財産権が含まれるため、

有償、無償を問わずコンテンツの第三者への譲渡は一切禁止するものとします。

【免責】

1. 当社は、契約者が利用する本ソフトウェアが、その利用目的に合致することを保証するものではなく、契約者が期待する成果に合致しなかったことに対する一切の責任を負いません。
2. 当社は契約者が本ソフトウェアで定める仕様通りに使用しなかったことで生ずる損害に対する一切の責任を負いません。
3. 当社は本ソフトウェアの使用に関連して契約者に発生した、逸失利益、特別事情による損害（損害発生の可能性につき当社またはその代理店が予見し、または予見し得た場合を含む）および第三者から契約者に対してなされた損害賠償請求にもとづく損害を含むいかなる損害についても責任を負いません。
4. 本ソフトウェアの欠陥により契約者が被った損害に対する債務は、当社が責任を負ういかなる場合においても本ソフトウェアのレンタル利用料金総額を限度とします。

【保証】

契約者は、本ソフトウェアのレンタル期間中は、レンタル契約した当該ソフトウェアの最新版およびその後継製品を使用する権利があります。

【有効期間】

本ソフトウェアの利用は、本ソフトウェアのレンタル開始から効力が発生し、次に定めるいずれかの時点まで有効とします。

- (1) 契約者が本ソフトウェアの使用の終了を当社宛文書で通知し、レンタルを終了させたとき。
- (2) 契約者が本約款およびこれに付随する契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (3) 本ソフトウェアが第三者の特許権、著作権またはその他の財産権を侵害すると
の異議申立てを受けた場合、またはその可能性に基づき、当社が本ソフトウェア
を改変し、本ソフトウェアの使用権を消滅させたとき。

【契約の解除】

1. 契約者が本約款およびこれに付随する契約のいずれかの条項に違反した場合、当社は
何らの通知催告を要せず本契約を解除することができるものとします。
2. 前項により当社が損害を受けた場合、契約者は当社に対し、当社の被った損害に対す
る賠償の責を負うこととします。
3. 前第1項による解除の場合、当社は一切の責任を負わないものとし、契約者は、かか
る解除により生じた損害につき当社に対して賠償請求することはできません。

【約款の変更】

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、必要に応じて本約款を変更できるものとし、本ソフトウェアの提供条件は変更後の約款が適用されるものとし、
2. 変更された約款は、変更の都度、当社ウェブサイトに掲示するものとし、掲示した時点で契約者は変更後の約款に同意したものとします。

【契約解除後の取扱】

1. 期間満了、解除、解約その他理由の如何を問わず本ソフトウェアの利用が終了した場合は、契約者は、直ちに本ソフトウェアを全てのインストールしたコンピュータから直ちに削除するものとし、以後本ソフトウェアを使用できません。
2. 前項に定める処理を行なった場合、契約者は遅滞なく当社が提供した本ソフトウェアを当社に返却しなければなりません。本ソフトウェアを返却した場合でも、既に支払われたレンタル料金の返却は行わないものとします。

【協議】

本約款に関し規定のない事項または疑義を生じた場合は、契約者と当社は誠意をもって協議しこれを解決するものとします。

【裁判管轄】

本約款に関して紛議が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

【附則】

本約款は平成 22 年 4 月 1 日より施行します。